熊本県後期高齢者医療広域連合における特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日策定 熊本県後期高齢者医療広域連合長 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 熊本県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 熊本県後期高齢者医療広域連合代表監査委員

熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「本広域連合」という。)における特定 事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基 づき、熊本県後期高齢者医療広域連合長、熊本県後期高齢者医療広域連合議会 議長、熊本県後期高齢者医療広域連合代表監査委員及び熊本県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員会委員長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 本計画の推進に向けた体制整備等

本広域連合では、組織全体で継続的に本計画の推進をするため、行動計画 委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数 値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 本計画の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、本広域連合事務局、本広域連合議会事務局、本広域連合監査事務局及び本広域連合選挙管理委員会事務局において、本計画に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、本計画を推進するため、次のとおり共通の目標を設定する。

(1)常勤職員の年次有給休暇取得率向上

平成32年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、平成27年(1

~12月)の実績71.18%を4%以上引き上げ、75%以上とする。

(2)非常勤職員に対する研修

平成 28 年度から平成 32 年度までの間、非常勤職員に対する研修を年 1 回以上受講させる。

- 4 本計画の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期 3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる共通の取組を実施する。
 - (1)常勤職員の年次有給休暇の取得率向上 平成 28 年度より、年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

(2)非常勤職員に対する研修

平成28年度より、非常勤職員に必要な研修について、年1回以上実施もしくは外部の研修に参加させる。